

# こどもまんなかえひめ気運醸成活動業務委託仕様書

## 1 委託業務名

こどもまんなかえひめ気運醸成活動業務（以下「本業務」という。）

## 2 目的

愛媛県こども計画に掲げる「こどもまんなか」社会の実現に向け、屋内外の県主催イベント等を中心に、移動式ベビーケアルームや保育士等による子育て相談、託児機能を備えたアウトリーチ型の子育て支援拠点を設置し、こどもや子育てに優しい社会づくりの気運醸成を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

## 4 委託業務の内容

委託を行う業務は、下記（1）から（5）とする。

### （1） 「すくすく こみきゅんパーク」の設置・運営

屋内外のイベントに移動式ベビーケアルームや子育て相談、託児機能を備えた子育て支援拠点「すくすく こみきゅんパーク」（以下「こみきゅんパーク」という。）を設置し運営を行うこと。

#### ① 子育て相談、託児機能

- ・こみきゅんパークにはスタッフ2名以上が常駐し、子育てに関する相談対応やこどもの見守り等を行うこと。
- ・スタッフのうち1名を運営責任者として、こみきゅんパークの設置から運営、撤去に至るまでを円滑に行うこと。あわせて、スタッフのうち少なくとも1名は、保育士等育児に関する専門的な知識とスキルを有する資格を持つこと。
- ・一時的にこどもが遊べるよう、大型テント等を設置して気温や日照等に配慮した安全なスペースを確保するとともに、遊具、玩具等を配備すること。
- ・愛媛県及び県内市町の子育て支援制度やイベント等の情報提供活動（広報、啓発資料の配付・説明等）に協力すること。

#### ② 移動式ベビーケアルーム

- ・下記仕様の移動式ベビーケアルームを調達すること。
  - （ア）ベビーケアルームと分かる外観とすること
  - （イ）着座しての授乳を可能とするスペースを確保すること
  - （ウ）乳幼児を仰向けにしてオムツ替えを可能な設備を装備すること
  - （エ）完全個室タイプであること
  - （オ）内鍵付きで使用状況が分かること
  - （カ）エアコン及び24時間換気機能が装備されていること
  - （キ）子育て情報動画を流すモニター等が装備されていること
  - （ク）県事業と分かるラッピング等を行うこと。

## 【関連事項】

- ・こみきゅんパークの設置日は、原則、委託期間内の土曜日、日曜日、祝日とし、設置回数は委託料の範囲内とする。なお、委託料の範囲内でその他の曜日に設置することを妨げるものではない。
- ・イベント会場までベビーケアルーム等の輸送手配を行うこと。なお、輸送に関しては県及び関係事業者団体、運送事業者等と連携して行うこと。
- ・利用者が安心・安全に使用できるよう、イベント設置前と設置後に清掃・消毒を行うとともに、必要に応じて感染症対策を行うこと。
- ・こみきゅんパークで使用する備品等の保管・整備等は受託者が行うこと。
- ・運営時は、利用者の怪我や偶発的な事故等の補償に備えるため保険に加入すること。

## (2) イベント主催者からの申請受付・連絡調整

### ① 申請受付

- ・こみきゅんパークの設置はイベント主催者からの申請制とすること。
- ・イベント主催者からの申請を受け付け、設置を決定すること。
- ・設置するイベントは県主催のものを優先すること。また、公序良俗に反するイベントへの設置は行わないこと。

### ② 連絡・調整

- ・イベント主催者と連絡を取り、イベント当日までの準備及びスケジュール調整を行うこと。
- ・イベント規模や内容に沿って、こみきゅんパーク設置場所や運営方法を調整すること。

## (3) 設置状況の報告

こみきゅんパークの月毎の設置状況について、翌月 10 日までに月次報告書（様式任意）により県に報告すること。ただし、3 月分については、当月中に県に報告すること。

### 【記載事項（想定）】

設置日・時間  
イベント主催者  
イベント概要  
利用者数・利用内容  
その他必要な情報

## (4) 周知・広報

### ① チラシ作成及び納品

- ・本業務に関し、イベント主催者向けのチラシをデザインのうえ作成し、こみきゅんパークの周知・広報活動を行うこと。
- ・チラシの内容は県と協議の上で作成すること。
- ・チラシの県への納品は、PDFで行うこととし、納品時期や期限は、県と協議のうえ決定すること。なお、PDFにあわせて紙媒体での納品も可能とし、数量は県と協議のうえ決定すること。

## ② その他

・受託者の運営するSNSをはじめ、広報可能な媒体があれば、提案すること。

### (5) その他、独自提案により実施する取組み

上記業務以外に追加する取組みについては、県と別途協議の上、決定するものとする。

## 5 スケジュール

令和8年6月中旬 契約締結

令和8年8月下旬 「すくすくこみきゃんパーク」運用開始

このスケジュールに困難が生じた場合は、受託者と県が協議の上、決定していくものとする。

## 6 業務執行体制

- (1) 受託者は、本仕様書に記載する業務を正確かつ誠実に実施するために十分な知識のある従事者を確保し、業務を統括する統括責任者、業務実施責任者及び実施担当者を配置し業務を進めること。
- (2) 受託者は、前項に基づき配置した統括責任者、業務責任者及び実施担当者を県に報告すること。
- (3) 統括責任者又は実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に県に対して報告、調整を行うこと。
- (4) 定期的に協議を実施できる体制を整備すること。
- (5) 県内に事務所を設置すること、もしくは必要時にフォローできる体制が構築されていること。

## 7 留意事項

- (1) 業務受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 業務受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 業務受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止  
受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 成果品の利用  
発注者は、本業務による成果物を自ら利用（発注者が管理するウェブメディアにおける掲載等）できるものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、提供された情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。